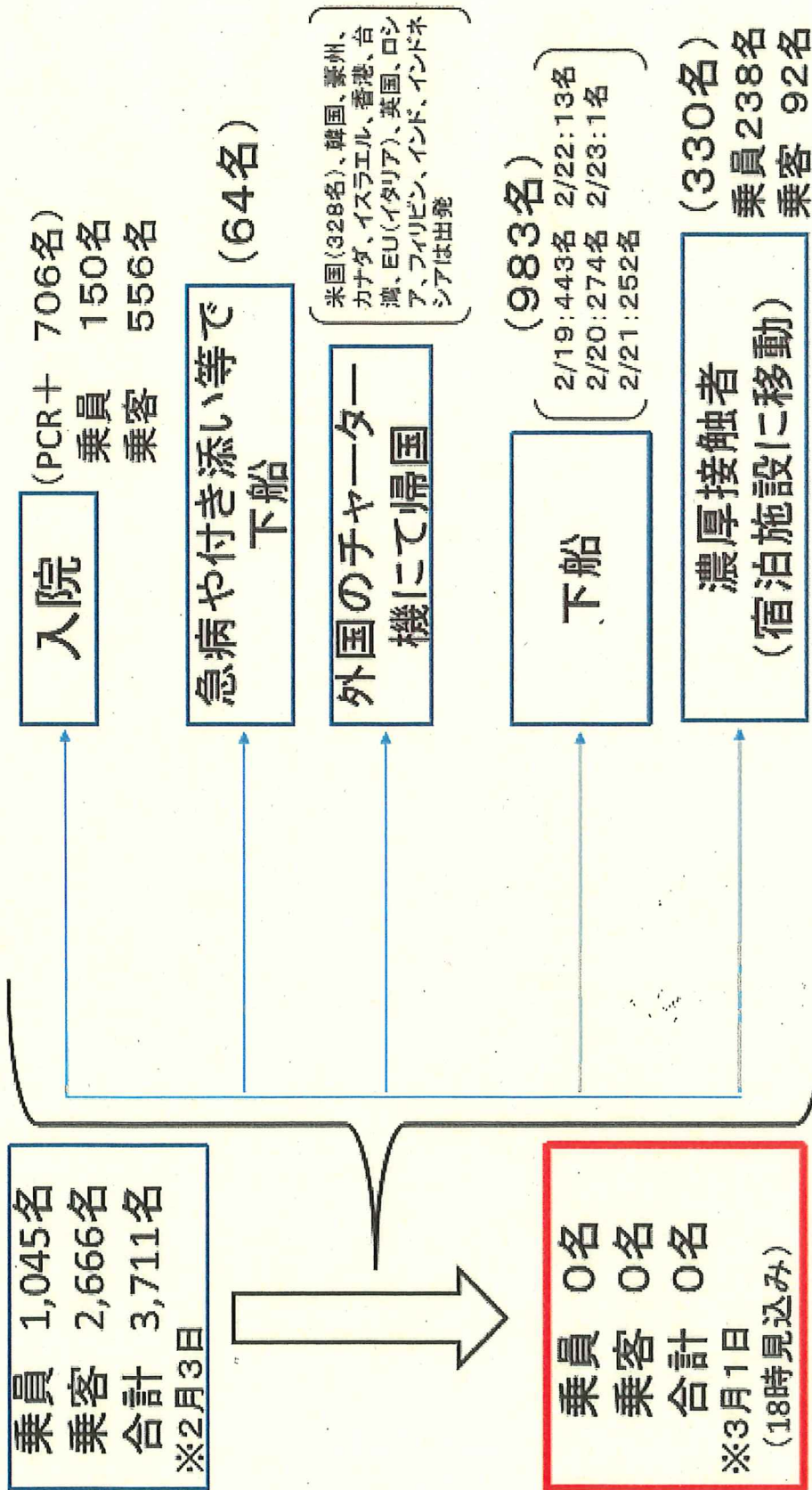


クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員の現在の状況

3月1日(日)14:00時点



クルーズ船に係る国土交通省の対応

2020年2月20日時点

①「ダイヤモンド・プリンセス」号への対応



船名：ダイヤモンド・プリンセス（船籍：英国）
 船社：プリンセスクルーズ（本社：米国）
 総トン数：115,906トン、全長：290m
 乗客：2,666名、乗員：1,045名

【横浜港入港までの経緯・対応】

- 香港からの男性が、1月20日に横浜で乗船、1月22日に鹿児島でジョナバルツアーに参加、1月25日に香港で下船後、2月1日に新型コロナウイルスの陽性反応。
- 同船はベトナム、台湾、那覇を経由して2月3日に横浜港内の錨地に到着し、検査開始。
- 2月5日から、乗客・乗員に船内にとどまっていたが、PCR検査陰性である等の乗客については、2月19日以降21日にかけて順次下船を実施中（19日443名）。
- また、外国人の乗客・乗員については、2月17日以降、米国等による帰国チャーター便を利用し、下船・帰国いただく対応を実施中。

【国土交通省の対応】

- 海上保安庁による検査キット等の移送や周辺海域の巡回、当該船舶を停泊させる錨地の確保や横浜港での着岸に関する港湾管理者（横浜市）等の関係機関との調整、外国人の帰国や乗客の医療センター等へ移送の際のトイレ休憩施設の確保、高速道路無料化等を実施。
- 運航会社の日本支店に職員をリエンとして派遣し、運航会社との一層の連携を強化（2月8日から1名、12日から4名に増員）。
- 2月19日からの乗客の下船について、厚生労働省等の関係機関と連携し、運航船社との調整や下船後の移動手段の確保等の対応を実施。

②その他のクルーズ船への対応

【「ウエストエルダム」号への対応】



船名：ウエストエルダム（船籍：オランダ）
 船社：ホーランド・アムステルダム・ライン
 （本社：米国）
 総トン数：82,862トン
 全長：285.24m
 乗客：1,455名、乗員：802名

- 同号に乗船している外国人については、船舶内において感染症の発生のおそれがあることに鑑み、上陸を認めない旨を閣議了解（2/6）。
- 国土交通省としては、この措置を受けて、直ちに、同船に対して入港しないよう要請するとともに、全ての港湾管理者に対して本措置の趣旨を踏まえて適切に対応するよう要請。
 → 本要請を受け、我が国への寄港を取りやめ、カンプチアに入港。下船後の乗客に陽性反応者がいたため、日本人乗客4名は搭乗前後において、PCR検査を実施（結果陰性）、その後入国。同号下船の外国人は入国させないよう対応。

【今後我が国に寄港する旅客船への対応】

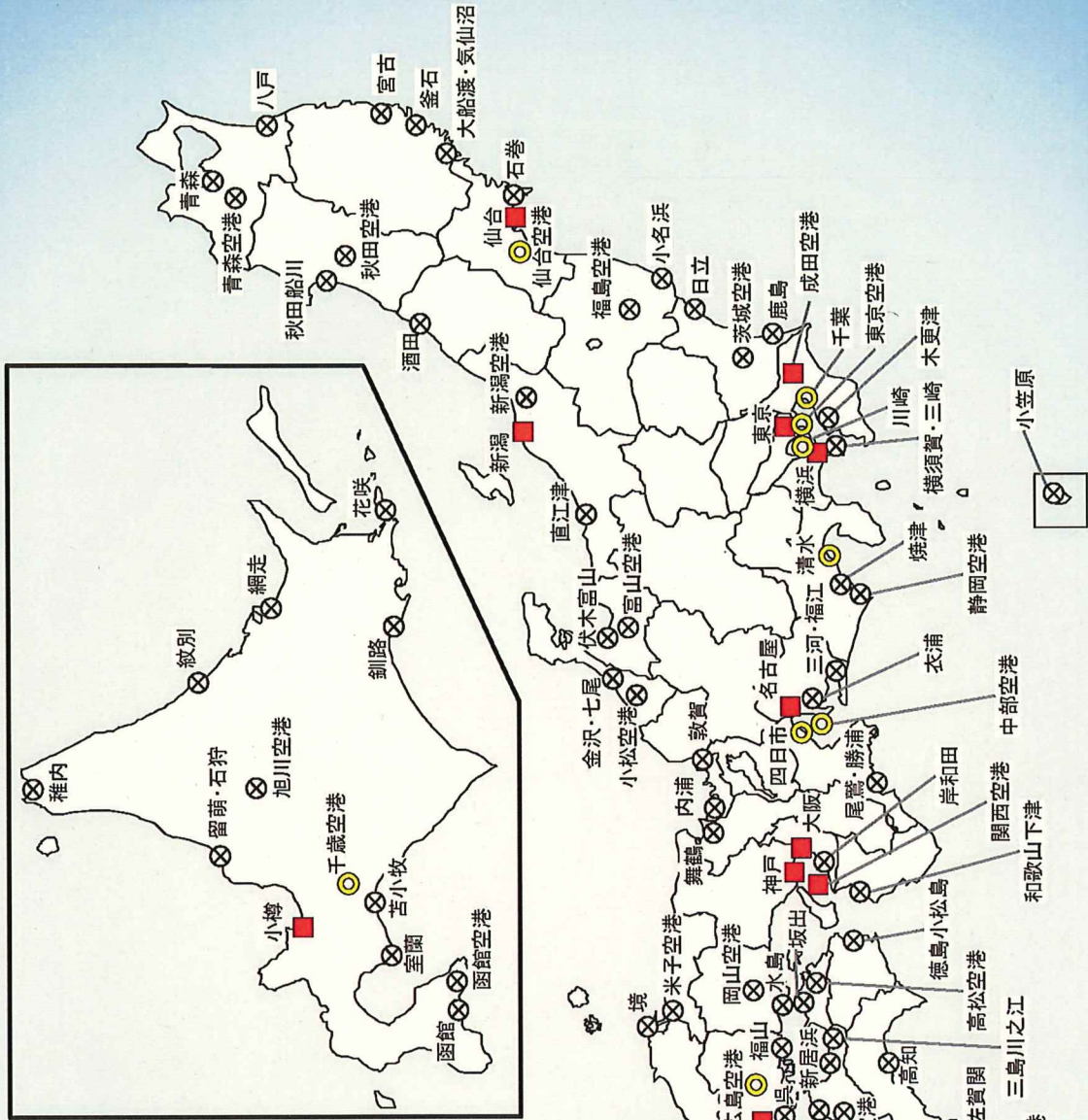
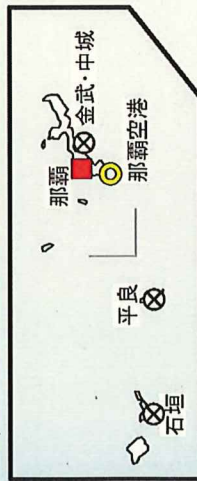
- 2月中我が国に入港予定のクルーズ船（3隻）は、それぞれ検査にて確認後、入国手続きを完了済。
- 引き続き、今後我が国に寄港する旅客船について、旅客の健康状態の把握に努め、関係機関に速やかに情報共有を行うなど適切に対応。

検疫所の設置状況

検疫所の設置状況

(平成29年4月1日現在)

凡例	海港	空港	計
本所	11	2	13
支所	7	7	14
出張所	62	21	83
合計	80	30	110



2009年度	864	358
2014年度	943	414
2015年度	966	430
2016年度	1,005	468
2017年度	1,044	497
2018年度	1,117	569
2019年度	1,158	610
2020年度	1,195	646

検疫官 定員の推移

(単位:人)

※下段は検疫官の定員

(厚生労働省提出資料より)

2. 最近の各種業務実績(過去5年間)

(1) 船舶関係

年次別	船舶		検査		施設	
	隻数	指数	人数	指数	人数	指数
平成26年	55,586	100	2,280,994	100	41	100
平成27年	53,850	97	3,244,457	142	60	146
平成28年	53,321	96	4,485,304	197	84	205
平成29年	52,851	95	5,379,619	236	102	249
平成30年	51,665	93	5,236,038	230	101	246

年次別	船舶衛生管理証明書		船舶衛生管理免除証明書		虫類駆除船舶	
	隻数	指数	隻数	指数	隻数	指数
平成26年	-	-	2,399	100	-	-
平成27年	-	-	2,295	96	-	-
平成28年	1	-	2,246	94	-	-
平成29年	-	-	2,056	86	-	-
平成30年	-	-	1,915	80	-	-

(2) 航空関係

年次別	航空機		検査		施設	
	機数	指数	人数	指数	人数	指数
平成26年	210,648	100	35,757,036	100	170	100
平成27年	235,303	112	40,662,985	114	173	102
平成28年	262,949	125	45,030,185	126	171	101
平成29年	278,907	132	49,656,503	139	178	105
平成30年	290,824	138	53,285,332	149	183	108

※指数は100を

平成26年の実績を100として、各年の実績/平成

26年実績×100で算出

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

〔 令和2年2月6日 閣議了 解 〕

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に
関する政府の取組について(令和2年1月31日閣議了解)3に基づき、
閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 法務大臣は、当分の間、香港発船泊ウエステルダムに乗船している外国人については、同船舶内において感染症の発生のおそれがあることに鑑み、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 3 1に基づき取扱いについては、2月1日午前0時(日本時間)から行うものとする。ただし、同日午前0時(日本時間)より前に外国を出发する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前0時(日本時間)以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象としない。
- 4 2に基づき取扱いについては、2月7日午前0時(日本時間)から行うものとする。
- 5 1及び2の変更については、別途閣議了解を行う。

出典：法務省

⑥

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

〔 令和2年2月12日 閣議了 解 〕

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に
関する政府の取組について(令和2年2月6日閣議了解)5に基づき、
閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、中華人民共和国の省、自治区、直轄市又は特別行政区(以下「省等」という。)において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該省等に滞在し又は居住する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前14日以内に当該省等における滞在歴がある外国人及び当該省等において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 法務大臣は、当分の間、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 3 1及び2に基づき取扱いについては、2月13日午前0時(日本時間)から行うものとする。
- 4 1及び2の変更については、別途閣議了解を行う。

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(中略)

第五條 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。
一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型コロナウイルス感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型コロナウイルス感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

【参考】出入国管理及び難民認定法